

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号。以下「条例」という。）に基づき行った、次の公文書公開請求に対し、議会（以下「実施機関」）が不存在決定の取消しを求めるといものである。

請求日 平成21年2月26日（平成21年3月3日受付）

請求内容 政務調査費の通信費の定義・支出区分・上限額・交付施行日を明記した関連規則（公文書）の公表。公文書が不存在の場合は、使途規則違反による交付金の返還を求める「交付金返還要求書」（公文書）の提示。

実施機関の処分 平成21年3月16日付名議総第415号（不存在決定）

請求日 平成21年2月26日（平成21年3月3日受付）

請求内容 市議会各会派の個室の配置図、及び、議員活動に必要なパソコン・周辺機器・備品などの設置レイアウト概要図。

実施機関の処分 平成21年3月16日付名議総第420-2号（不存在決定）

請求日 平成21年2月26日（平成21年3月3日受付）

請求内容 新会派結成の趣意書（会派の政治理念）、旧会派解散の趣意書（解散事由）について、各議国会派毎の「趣意書」

実施機関の処分 平成21年3月16日付名議総第417号（不存在決定）

3 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当といものである。

異議申立人の請求した文書は、条例および規則などで提出義務が定められておらず、任意の提出もされていないため不存在である。

4 異議申立て理由

異議申立人の主張を総合すると、次の理由により、本決定は取り消すべきであるというものである。

実施機関の行った処分は名張市情報公開条例及び名張市自治基本条例等に定められた条項に整合性を欠いている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じるおそれがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定の妥当性について

異議申立人の請求した文書は実施機関が積極的・消極的にも収集・接受する必要性のない文書である。仮に会派・議員がそのような文書を作成していたとしても、それは彼ら自身で管理すべき性格のものであり、提出義務を課すことは自由な議員活動を制限するおそれがある。公文書公開制度の対象外と判断する。

したがって、実施機関の行った決定は妥当である。

(3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の意見

現在の情報公開条例では議会が実施機関となっているが、議会事務局が保有収受する文書が対象である。本件事案の対象となっている情報については、議会が議会独自の情報公開制度の中で検討するものであろう。

7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年5月20日	諮問書の受理(8件)
平成21年5月25日	諮問書の受理(1件)
平成21年5月25日	実施機関に対して不存決定理由説明書の提出依頼(8件分)
平成21年5月26日	実施機関に対して不存決定理由説明書の提出依頼(1件分)
平成21年6月12日	不存決定理由説明書の受理(9件分)
平成21年6月17日	異議申立人に対して不存理由説明(写)送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
平成21年7月9日	意見書の受理
平成21年7月27日	第22回情報公開審査会 審議 実施機関の意見聴取
平成21年8月21日	第23回情報公開審査会 審議
平成21年9月2日	答申

8 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	樹 神 成	三重大学人文学部教授
会長職務代理	筒 井 琢 磨	皇學館大学社会福祉学部教授
委 員	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	森 久 恵	三重弁護士会 弁護士
委 員	福 田 悦 子	人権擁護委員